

議案第19号

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月26日 提出

旭市長 米本 弥一郎

## 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険税条例（平成17年旭市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

2 この条例による改正後の旭市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。